

財 関 1 1 4 0 号

平成 2 0 年 1 0 月 9 日

(各) 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

財 務 省 関 税 局 長 藤 岡 博

税 関 発 給 コー ド の 発 給 に 係 る 事 務 処 理 要 領 に つ い て

標 記 の こ と に つ い て は 、 下 記 の と お り 定 め た の で 、 平 成 2 0 年 1 0 月 1 2 日 か ら 、 こ れ に よ り 実 施 さ れ た い。

記

第 1 目 的

増 大 す る 輸 入 出 申 告 に つ い て 、 よ り 一 層 迅 速 か つ 適 正 な 処 理 を 図 る と と も に 、 併 せ て 輸 入 出 手 続 に お け る 輸 入 出 者 の 利 便 性 向 上 に も 資 す る た め 、 税 関 が 輸 入 出 者 並 び に 貨 物 の 仕 向 人 及 び 仕 出 人 に 対 し 、 そ の 求 め に 応 じ 、 輸 入 出 申 告 に お け る 輸 入 出 者 並 び に 貨 物 の 仕 向 人 及 び 仕 出 人 の 識 別 の た め の コー ド を 発 給 す る も の で あ る。

第 2 用 語 の 定 義

こ の 通 達 に お い て 、 次 に 掲 げ る 用 語 の 意 義 は 、 そ れ ぞ れ の 定 義 に 従 う も の と す る。

- (1) 「 税 関 輸 入 出 者 コー ド 」 と は 、 関 税 法 (昭 和 2 9 年 法 律 第 6 1 号) 第 6 7 条 に 規 定 す る 貨 物 を 輸 出 し 又 は 輸 入 し よ う と す る 者 に 対 し て 、 税 関 が そ れ ぞ れ の 者 の 識 別 の た め に 発 給 す る コー ド を い う。
- (2) 「 仕 向 人 ・ 仕 出 人 コー ド 」 と は 、 関 税 法 施 行 令 (昭 和 2 9 年 政 令 第 1 5 0 号) 第 5 8 条 第 2 号 に 規 定 す る 貨 物 の 仕 向 人 又 は 同 令 第 5 9 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 貨 物 の 仕 出 人 に 対 し て 、 税 関 が そ れ ぞ れ の 者 の 識 別 の た め に 発 給 す る コー ド を い う。
- (3) 「 税 関 発 給 コー ド 」 と は 、 税 関 輸 入 出 者 コー ド 及 び 仕 向 人 ・ 仕 出 人 コー ド を い う。
- (4) 「 申 請 者 」 と は 、 税 関 発 給 コー ド の 発 給 を 申 請 す る 個 人 又 は 法 人 を い う。
- (5) 「 申 請 代 理 人 」 と は 、 申 請 者 の 依 頼 に 基 づ き 、 税 関 発 給 コー ド の 発 給 を 申 請 者 に 代 わ っ て 申 請 す る 個 人 又 は 法 人 を い う。

- (6) 「税関事務管理人」とは、関税法第95条に規定する税関事務管理人をいう。
- (7) 「税関発給コード申請ホームページ」とは、申請者又は申請代理人(以下、「申請者等」という。)による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門(以下、「税関発給コード担当部門」という。)がインターネット上に設置するホームページをいう。
- (8) 「JASTPROコード」とは、財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。
- (9) 「EDINETコード」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。

第3 税関発給コードの発給対象等

- 1 税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。
 - (1) 税関輸出入者コードにあつては、輸出入者。ただし、本邦に住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所)を有しない者であつて、税関事務管理人を定めない輸出入者を除く。
 - (2) 仕向人・仕出人コードにあつては、輸出入者が輸出又は輸入しようとする貨物の仕向人又は仕出人
- 2 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードの発給申請を受け付けない。
 - (1) 申請者が個人の場合にあつては、申請者の氏名及び住所若しくは居所と同一の氏名及び住所若しくは居所を有する者、又は申請者の氏名及び電話番号と同一の氏名及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合
 - (2) 申請者が法人の場合にあつては、申請者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地と同一の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地を有する者、又は申請者の名称及び電話番号と同一の名称及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合
 - (3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合
- 3 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。
 - (1) 申請者等により申請者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)が正しく申請されていることが、後記第4の3により確認されない場合

- (2) 申請代理人が申請者から税関発給コードの発給に係る申請手続を委任されていることが、後記第4の4により確認されない場合

4 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを廃止する。

- (1) 申請者等が後記第5の2により税関発給コードの廃止を申請した場合
(2) 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合
(3) 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合
(4) 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。

第4 税関発給コードの発給手順

1 申請

- (1) 申請者等は、税関発給コード申請ホームページに接続し、税関発給コード申請ホームページにおいて、申請者に係る次の事項を入力する。

氏名（法人にあっては、名称）

住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）

（注）上記及びの事項については、本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあっては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあっては英文を入力する。

電話番号

生年月日（法人にあっては、設立年月日）

対査確認のための資料の種別

（注）当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記及びの事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料として、申請者等の提出する資料がJASTPROコード、EDINETコード、住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他住民票の写し等に代わる書類のいずれであるかその種別を選択するものとし、JASTPROコード又はEDINETコードを選択した場合には、そのコードを入力する。

パスワード

（注）申請者等が、税関発給コード申請ホームページにおいて、半角英

数字で6文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。

- (2) 申請者が法人の場合にあっては、上記 から に加えて、
担当者の氏名
担当者の連絡先電話番号
を入力する。
- (3) 申請代理人による申請の場合は、上記に加えて、申請代理人に係る次の事項を入力する。
種別（通関業者、税関事務管理人、個人等の別）
氏名（申請代理人が法人の場合にあっては、担当者名）
名称
（注）申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と入力する。
住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）
電話番号

2 発給申請IDの発行

税関は、上記1の申請に係る入力が正しく行われた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて、申請者等に対して発給申請IDを発行する。

3 申請内容の対査確認

税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあっては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記1(1)において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。

なお、税関において発給申請IDの発行の日より3か月以内に当該対査確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げたうえで、あらためて上記1の申請に係る入力を行う必要がある。

- (1) 申請者等がJASTPROコード又はEDINETコードを選択した場合
税関発給コード担当部門において、申請された内容とJASTPROコードを付番された者又はEDINETコードを付与された者に係る公開情報とを対査確認する。
- (2) 申請者等が申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合

申請者等は、発給申請IDの発行を受けた日から3か月以内に、申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他これらに類する書類で申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が確認できるものを次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認し、申請された内容が正しいことを確認したときは、税関端末によりその旨を税関発給コード申請ホームページに入力する。

イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。

ロ 申請者等の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門に持参する。

（注）各税関官署の管轄区域は、財務省組織令（平成12年政令第250号）第84条並びに財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）別表第3及び同規則別表第6に定められている。

4 申請代理人への委任の確認

申請代理人（申請代理人が税関事務管理人である場合を除く。）は、上記1により税関輸出入者コードの発給申請を行う場合には、申請者から申請手続を委任されていることを証する書類を、申請代理人が税関の対査確認のための資料として上記1(1)において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により提出する。当該書類の提出を受けた税関においては、申請手続が委任されていることを確認したときは、税関端末によりその旨を税関発給コード申請ホームページに入力する。

申請代理人が税関事務管理人である場合には、税関発給コード担当部門において、関税法第95条第2項前段に規定する税関事務管理人の届出により申請手続が委任されていることを確認する。

なお、税関において発給申請IDの発行の日より3か月以内に申請手続が委任されていることの確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げたうえで、あらためて上記1の申請に係る入力を行う必要がある。

(1) 申請代理人が上記1(1)においてJASTPROコード又はEDINETコードを選択した場合

上記1の申請後直ちに、税関発給コード担当部門宛に申請手続が委任されていることを証する書類を郵送する。

(2) 申請代理人が上記1(1)において申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合

上記3(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証す

る書類を提出する。

5 税関発給コードの発給

税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給する。

- (1) 申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 3 により正しいと確認された場合
- (2) 申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 3 により正しいと確認され、かつ、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 4 により確認された場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 4 により確認された場合）
- (3) 仕向人・仕出人コードに係る申請であって、上記第 3 の 2 (1) から (3) のいずれにも該当しない場合

6 税関発給コードの発給状況の確認

申請者等は、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの発給状況を確認することができる。

第 5 申請内容の変更及び税関発給コードの廃止

1 申請内容の変更

申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。

なお、変更があった事項が次の(1)又は(2)に掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを上記第 4 の 3 (2)イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。

- (1) 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所
- (2) 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地

2 税関発給コードの廃止

申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの廃止を申請する。